

目 次

【地域防災計画～基本・風水害対策編】

第1章	総則	1
第1節	計画の方針	1
第1	計画の目的	1
第2	計画の体系及び位置付け	1
第3	計画の構成及び内容	1
第4	計画の修正	2
第5	細部計画の策定	2
第6	計画の習熟	2
第2節	防災業務実施上の基本理念及び基本原則	2
第1	基本理念	2
第2	基本原則	2
第3節	処理すべき事務又は業務の大綱	4
第1	本市	4
第2	県	4
第3	県警察	4
第4	指定地方行政機関	5
第5	自衛隊	5
第6	指定公共機関	5
第7	指定地方公共機関	5
第8	その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等	5
第4節	本市の概況	6
第1	自然的条件	6
第2	都市的条件	9
第5節	災害の想定	10
第1	台風や豪雨等による風水害	10
第2	地震による災害	10
第3	大規模な事故等による災害	10
第2章	災害予防計画	11
第1節	方針	11
第1	計画及び事業推進	11
第2	市民と行政が一体となった取組	11
第2節	風水害予防計画	13
第1	洪水予防対策	13
第2	高潮・津波災害の予防対策	18
第3	内水氾濫・滯水予防対策	20
第4	土砂災害・宅地災害等の予防対策	20
第5	風害予防対策	24
第6	雪害予防対策	25
第7	道路における災害の予防対策	25
第8	地下空間における災害の予防対策	26
第9	ライフラインにおける災害の予防対策	26
第10	孤立集落における災害の予防対策	27
第3節	火災予防計画	27
第4節	都市の防災構造化の推進	28
第1	不燃建築物の建築促進	28
第2	都市計画道路の整備	28

第3	公園緑地の整備	28
第4	安全・安心な居住環境の確保	28
第5節	防災拠点施設等の機能確保及び防災施設・設備等の整備	29
第1	防災拠点施設等の機能確保	29
第2	防災施設の整備	30
第3	防災設備の整備	30
第4	防災資機材等の整備・調達	31
第5	消防力等の整備	31
第6節	避難体制の整備	31
第1	避難場所等の確保	31
第2	避難場所等の定義	31
第3	避難場所等に必要な機能	32
第4	避難場所等の基準	32
第5	浸水（洪水、内水、高潮、津波）からの住民の避難	34
第6	自主避難の際の避難先	34
第7	多様な避難所の確保	34
第8	指定緊急避難場所等の開録	35
第9	指定避難所等の防災機能の強化	35
第10	避難誘導体制の確立	35
第11	避難情報を住民の避難行動につなげるための取組	35
第12	住民への周知	36
第13	避難体制整備の推進	36
第7節	防災教育・訓練及び調査研究	60
第1	防災知識の普及	60
第2	防災訓練の実施・指導	62
第3	防災知識の普及・防災訓練における要配慮者等への配慮	63
第4	災害教訓の伝承	63
第5	防災に関する調査研究	64
第6	罹災証明書交付体制の整備	64
第8節	自主防災体制の整備	64
第1	自主防災組織の実践活動の促進	64
第2	地区防災計画作成の促進	66
第3	少年消防クラブ等の育成指導	66
第4	消防団の充実強化	66
第5	自主防犯組織の育成強化	67
第6	企業防災活動の促進	67
第9節	要配慮者に係る災害の予防対策	68
第1	要配慮者の現況	68
第2	要配慮者に係る災害の予防対策	69
第3	避難行動要支援者に係る支援体制	70
第10節	災害ボランティア活動の環境整備	72
第1	広島市災害ボランティア活動連絡調整会議の設置	72
第2	広島県社会福祉協議会との連携	72
第3	災害ボランティアの受入体制	72
第4	災害ボランティアの安全確保	72
第5	災害ボランティアの活動拠点及び資機材の提供等	73
第6	専門ボランティアの登録制度及びN P O・ボランティア団体の情報把握	73
第7	ボランティア保険制度	73
第11節	帰宅困難者対策	73
第12節	安否確認対策	74
第13節	広域的な受援体制の整備	74

第14節	業務継続計画の策定	74
第15節	廃棄物・土砂の処理体制の整備	74
第1	災害廃棄物処理計画の策定	74
第2	ごみ及びし尿の処理体制の整備	74
第3	災害廃棄物及び土砂の処理体制の整備	75
第16節	市域外からの避難者受入体制の整備	75
第3章	災害応急対策	76
第1節	方針	76
第2節	災害応急組織の編成・運用	76
第1	本市の災害応急組織	76
第2	勤務時間外における初動体制の確保	77
第3	注意体制	77
第4	警戒体制	78
第5	災害警戒本部	79
第6	災害対策本部	84
第7	職員の動員	104
第8	本部及び区本部間の相互応援	107
第3節	情報の収集及び伝達	109
第1	情報の収集・伝達体制	109
第2	気象情報等の収集及び伝達	114
第3	災害情報の収集・伝達及び報告	144
第4節	災害広報・広聴の実施	160
第1	広報活動	160
第2	報道機関への情報提供	161
第3	広聴活動	161
第4	広報・広聴状況の報告	161
第5節	避難対策	161
第1	注意喚起	161
第2	高齢者等避難	162
第3	避難指示、緊急安全確保	162
第4	避難誘導	165
第5	避難路の確保	165
第6	指定緊急避難場所等の開設等	166
第7	警戒避難体制に基づく避難対応	166
第8	市域外への避難者の受入要請	167
第9	指定避難所の開設・運営	167
第6節	食品・生活必需品の給与等	169
第1	救援物資の取得	169
第2	救援物資補給輸送拠点（2次拠点）	172
第3	炊き出しその他による食品の給与	172
第4	被服、寝具その他生活必需品の給与等	173
第7節	給水及び上水道施設応急対策	173
第1	災害発生時の連絡系統	173
第2	組織及び体制	173
第3	給水対策	175
第4	施設の応急対策	176
第5	水質事故対策	177
第8節	停電応急対策	178
第1	停電状況等の情報収集及び伝達	178
第2	公共施設の機能確保	178
第3	応急給水活動	179

第4	交通輸送機能の確保	179
第5	通信機能の確保	179
第6	医療機関の機能確保	179
第7	要配慮者対策	179
第8	衛生対策	180
第9	廃棄物・土砂の処理対策	180
第10	文教対策	180
第11	消防・救急救助体制の強化	180
第12	食料品・生活関連用品の確保	180
第13	支援協力の実施	180
第14	広報・広聴活動	180
第9節	消防活動対策	181
第10節	水防活動対策	181
第11節	救難対策	181
第1	被災者の救出	181
第2	安否不明者への対応	182
第3	水難救助の措置	182
第12節	医療・救護対策	182
第1	医療救護対策部の設置	182
第2	医療機関の被災状況についての情報収集及び情報提供	182
第3	医療救護班等の編成及び活動	183
第4	災害拠点病院	185
第5	D M A T の派遣要請及び活動支援	185
第6	D H E A T の派遣要請及び活動支援	185
第7	D P A T の派遣要請及び活動支援	185
第8	こども支援チームの派遣要請及び活動支援	186
第9	D W A T の派遣要請及び活動支援	186
第10	医療機関等への応援要請	186
第13節	保健衛生対策	188
第1	保健衛生対策部の設置	188
第2	被災者の健康管理	188
第3	被災地域の生活衛生指導	189
第4	特定動物の監視	191
第5	愛護動物の保護管理	191
第14節	遺体の搜索・収容及び火葬等対策	191
第1	遺体の搜索	191
第2	遺体安置所の開設・管理運営	191
第3	遺体の検案	192
第4	遺体の搬送	192
第5	遺体の火葬	193
第15節	廃棄物・土砂の処理対策	193
第1	特別清掃対策部の設置	193
第2	ごみ及びし尿の処理対策	194
第3	災害廃棄物及び土砂の処理対策	196
第4	有害物質の飛散等防止対策	196
第16節	下水道施設応急対策	197
第1	下水道対策部の設置	197
第2	施設の応急対策	197
第3	下水の樋門の操作	197
第17節	輸送対策	198
第1	道路交通応急対策	198

第2	海上交通応急対策	214
第3	緊急輸送対策	215
第18節	警備対策	218
第1	災害警備体制	218
第2	災害警備活動	218
第19節	住宅等応急対策	219
第1	応急仮設住宅の調達・供給体制の整備	219
第2	応急仮設住宅の建設	219
第3	応急仮設住宅等の供与	220
第4	住宅の応急修理	220
第5	被災建築物に関する指導・相談	221
第6	被災宅地危険度判定	221
第20節	公共施設等応急対策	222
第1	応急対策の実施	222
第2	情報の収集及び連絡	222
第3	市民への広報等	222
第4	避難所としての対応	222
第21節	文教対策	223
第1	文教対策部の設置	223
第2	学校教育における応急対策	223
第3	社会教育における応急対策	226
第22節	応急公用負担	227
第1	公用負担命令権限の委任	227
第2	公用負担命令の行使	227
第3	応急措置の実施	227
第23節	災害時における要配慮者等への避難支援等	229
第1	要配慮者の安否確認と要望の把握	229
第2	緊急援護の実施	232
第24節	災害救助法の適用等	232
第1	災害救助法による応急救助	232
第2	小規模・中規模災害時の応急救助	235
第25節	応援要請及び協力要請	236
第1	公共的団体等への協力要請	236
第2	広島市災害応急対策に係る協力事業者への応援要請	243
第3	指定行政機関及び指定公共機関等への協力要請	243
第4	他の地方自治体等応援職員の受援（人的受援）	244
第5	自衛隊への災害派遣要請	245
第6	緊急消防援助隊への応援等要請	248
第26節	災害ボランティアの受入	249
第1	市（区）災害ボランティア本部（センター）の設置	249
第2	広島県被災者生活サポートボランティアセンターとの連携	249
第3	受付窓口の設置	249
第4	災害ボランティアの活動拠点及び資機材の提供	250
第5	海外からの支援の受入	250
第27節	区の応急対策	250
第1	活動方針	250
第2	活動体制	250
第3	被害情報の収集・連絡	250
第4	災害広報・広聴	250
第5	避難対策	252
第6	応急救助活動	253

第7	応急復旧活動	254
第8	緊急輸送	255
第9	応援要請	255
第10	区応急対策実施計画の策定	255
第4章	災害復旧・復興計画	256
第1節	目的	256
第2節	復旧・復興の基本方向の決定	256
第3節	復旧・復興計画	256
第1	基本姿勢	256
第2	災害に強い都市構造の形成	256
第4節	生活援護計画	257
第1	生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策	257
第2	被災者に対する支援	257
第3	被災者等に対する生活相談	259
第4	災害弔慰金・見舞金等の支給	260
第5	被災者生活再建支援金の支給	262
第6	貸付制度等	263
第7	市税の減免等	264
第8	住宅復旧融資等	266
第5節	企業等援護計画	267
第1	農林漁業関係の融資	267
第2	中小企業関係の融資	270
第6節	義援金の受入・配分計画	271
第1	義援金の受入の決定	271
第2	義援金の受付及び保管	271
第3	義援金の配分	272
第4	他の市町村が被災した場合の措置	272
第7節	公共施設災害復旧計画	272
第1	基本方針	272
第2	復旧計画	273
第8節	罹災証明書の交付	274
第5章	公益事業等防災計画	275
第1節	電力施設（中国電力ネットワーク株式会社広島ネットワークセンター・広島北ネットワークセンター、中国電力株式会社西部水力センター）	275
第1	事業所の現況	275
第2	災害対策組織	275
第3	情報連絡体制	275
第4	防災業務施設および設備の整備	275
第5	風害予防対策	275
第6	浸水予防対策	276
第7	停電応急対策計画	276
第8	災害広報・広聴計画	276
第9	応急復旧活動	277
第10	広島市との連絡体制	278
第2節	ガス施設（広島ガス株式会社）	283
第1	ガス施設の現況	283
第2	防災措置	285
第3	地震災害への対応	285
第3節	電信電話施設 (西日本電信電話株式会社中国支店、株式会社NTTドコモ中国支社)	290
第1	防災組織	290

第2	応急対策	290
第3	広島市災害対策本部との連携	291
第4	情報ネットワークの整備	291
第4節	交通輸送施設	293
第1	西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部、 西日本旅客鉄道株式会社山陽新幹線統括本部	293
第2	日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店	299
第3	広島高速交通株式会社	302
第4	日本通運株式会社	307
第5	広島電鉄株式会社	310
第6	広島バス株式会社	317
第7	広島交通株式会社	318
第8	瀬戸内海汽船株式会社	322
第9	広島ヘリポート管理事務所	325
第5節	放送機関	332
第1	日本放送協会広島放送局	332
第2	株式会社中国放送	334
第3	広島テレビ放送株式会社	334
第4	株式会社広島ホームテレビ	340
第5	株式会社テレビ新広島	343
第6	広島エフエム放送株式会社	346
参考	風水害等対策の時系列一覧表	348